

社労士オフィス.KAN

## KAN 通信

VOL59

社労士オフィス.KAN



TEL072-395-1291

連絡先： 社労士オフィス.KAN  
 社会保険労務士 武用 貫次  
 〒573-0013  
 大阪府枚方市星丘 1-26-14  
 電話：072-395-1291 F A X：072-395-1291  
 e-mail: kanroumu3.1cocoa@ares.eonet.ne.jp

## ハラスメントの潜在化、 防ぐには

ないように思えても、実際はハラスメントによる退職者が発生しているという可能性を示唆する調査があります（パーソル総合研究所「職場のハラスメントについての定量調査」）。

### ◆離職理由の潜在化

ハラスメントによる離職は年間約 87 万人いて（2021 年）、そのうち約 7 割の人が、ハラスメントが離職理由であることを会社に伝えていないそうです。また、ハラスメントのなかで会社が実際に対応を行ったのは 17.6% しかないとのこと。

労働力不足が続く状況の中で、あるいは会社が認知しない、あるいは未対応のハラスメントが存在することは、社会にとっても会社の経営にとっても良いことはありません。

### ◆「回避型マネジメント」

ハラスメントが問題とな

るようになり、上司がハラスメントを回避しようと、部下を飲み会やランチに誘わない、ミスをしてあまり厳しく叱咤しないといった「回避型マネジメント」を行うようになり、部下は上司との距離感を感じるようになっていくようです。

上司との距離感を感じている部下ほど、成長実感を得られていないため、人材の成長・定着に悪影響があるようです。

### ◆ハラスメント防止と人材の成長を両立させる「傾聴行動」

一方、ハラスメントを回避しながら部下を成長させている上司もいて、その特徴は、部下の意見や話について「傾聴行動」をとり、マネジメントに公平性があるとの結果が出ています。ハラスメントの防止と部下の成長を両立させるには、抑止策と共に職場での対話的コミュニケーションが重要なようです。

相談窓口や防止規定の整

備とあわせて、こうした視点で管理職に対する研修を行うと、自社のハラスメント対策に役立つのではないのでしょうか。これらについてお困りのことがあれば、ぜひ弊所にご相談ください。

【パーソル総合研究所「職場のハラスメントについての定量調査」】

<https://rc.persol-group.co.jp/thinktank/data/harassment.html>

### マスク着用ルールの見直し

◆マスク着用が個人の判断に  
 厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用について、令和 5 年 3 月 13 日以降の考え方を示しました。屋内では基本的にマスクの着用を推奨するというこれまでの取扱いを改め、今後は個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本としました。本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないように、個人の主体的な判断

が尊重されるよう配慮を呼びかけています。

#### ◆着用が推奨される場面

ただし、次の場面ではマスクの着用が推奨されています。

- 医療機関を受診する時、
- 高齢者など重症化リスクの高い方が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設などへ訪問する時、
- 通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス（概ね全員の着席が可能なものを除く）に乗車する時

そのほか、○新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い方が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的としています。

#### ◆従業員への着用要請は許容

なお、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、利用者や従業員にマスクの着用を求めることは許容されています。次のような例が示されています。

- 感染対策上または事業上の必要がある場合に、従業員に対し、マスクの着用を求めること、
- 客層や施設内の環境、感染状況等を踏まえ、顧客に対し、マスクの着用を求めること、
- マスク見直し時期をまたぐ一連の催物において、混乱回

避のため従前のマスク着用を求めること

政府が公表する業種別ガイドラインなども参考にしながら、自社の対応を考えていきましょう。

【厚生労働省「マスクの着用について」】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kansentaisaku_00001.html)

### 4月の税務と労務の継続期限 [提出先・納付先]

#### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>  
[公共職業安定所]

#### 17日

- 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書の提出 [市区町村]

#### 5月1日

- 預金管理状況報告の提出 [労働基準監督署]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月～3月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>  
[公共職業安定所]
- 公益法人等の法人住民税均等割の申告納付 [都道府県・市町村]
- 固定資産税・都市計画税の納付<第1期> [郵便局または銀行]  
※都・市町村によっては異なる月の場合がある。

・土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧期間

#### ～当事務所より一言～

ようやく、新型コロナウイルスを恐れる（恐れすぎる？）生活が終了する模様です。スポーツ観戦でも観客が大声で応援していて懐かしく「良いもんだな」と感じています。

でも当面は、油断せず、人込みや人とお話しするときはマスクを外さないつもりです。

今後はまた変なウィルスが流行らないよう祈りますが、人的、意図的に起こった疑いもありますので、今後も何が起こるかわからない世の中だと思いつつながら頑張る所存です